高石市教育委員会定例会会議録

(平成28年2月定例会)

開会及び閉会の年月日時

| 開 | 会 | 平成 28 年 2 月 10 日午後 3 時 02 分 |
|---|---|-----------------------------|
| 閉 | 会 | 平成 28 年 2 月 10 日午後 4 時 05 分 |

会議に出席した者の職及び氏名

| 委員 | 委 員 長:佐野慶子 |
|-------|-----------------------------|
| | 委員長職務代理者: 西中 隆 |
| | 委 員:西村陽子 |
| | 委 員:吉村文一 |
| | 教 育 長:藤原一広 |
| 事務局職員 | 教 育 部 長:宮下 勇樹 |
| | 教育部理事兼次長: 細越 浩嗣 |
| | 教育部次長兼教育総務課長 : 上 田 庸 雄 |
| | 教育指導課長:吉田種司 |
| | 教育指導課長代理兼人権教育推進室長 : 松 田 訓 一 |
| | 教育研究センター所長 : 中 野 雅 博 |
| | 生涯学習課長:杉本忠史 |
| | 生涯学習課課長代理兼青少年対策室長 : 石 田 俊 彦 |
| | たかいし市民文化会館長兼図書館長 : 西 川 浩 二 |
| | 中央公民館長:松井 勉 |
| | 教育総務課長代理兼総務係長 : 山 本 敬 司 |
| | 教育総務課主事:前川恭徳 |

議題及び議事の要旨及び議決事項

・議案第1号 高石いじめ防止基本方針の策定について

| 一概条分工分 | 間有いしの例正塞本方面の承定について |
|--------|-----------------------------------|
| 教育指導課長 | 議案第1号、高石市いじめ防止基本方針の策定についてであるが、本 |
| | 議案はいじめ防止対策推進法第12条に、「地方公共団体は、いじめ防止 |
| | 基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における |
| | いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本 |
| | 的な方針を定めるよう努めるもの」とあり、高石市においても、いじめ |
| | 防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、学校支援のた |
| | めの取り組み、保護者・地域支援のための取り組み、関係機関との連携 |
| | 等について、いじめ防止基本方針として示すために策定したいと考えて |
| | いる。 |
| | 教育委員会1月定例会で基本方針案を示し、ご意見をいただき、その |
| | 後修正したものを2月3日に開催された総合教育会議において、市長と |
| | 教育委員の皆様でご協議いただきご意見いただいた。その後、再度事務 |
| | 局にて修正し、本定例会に改めて案として提案したものである。 |
| | 第2回総合教育会議後の修正点については、総合教育会議にてご指摘 |
| | いただいた総合教育会議の位置づけを、11ページ(8)総合教育会議に |
| | おける協議として、いじめ防止等のための組織の設置から、2教育委員 |
| | |
| | 会が実施する施策に移動している。また、16ページの調査結果の報告を |
| | 受けた市長による再調査及び措置については、参考として四角囲みとし |
| | ている。23ページの別表6についても、一部修正をしている。また、学 |

| | 校、市教育委員会、市長、矢印でつないだ四角囲みの本文中にある部分 |
|-------|----------------------------------|
| | を文章表記に全て変更している。また、名称の統一、誤字脱字の修正等 |
| | を行っている。 |
| | 以上が修正した内容である。 |
| 西中委員長 | 総合教育会議が、いじめ防止の組織の中に入ってしまうと、その一環 |
| 職務代理者 | のような感じを受けたので意見を申し上げたが、位置づけをこのように |
| | 必要に応じて市長が招集をするということにしていただいて、大変あり |
| | がたいと思う。 |
| | それから、最後の23ページの波線の下で教育委員会から調査結果報告 |
| | が市長にされて、これで一応このいじめについては、市長に報告がいっ |
| | てピリオドを打つということになるのか。また、その波線のところの説 |
| | 明が前回と違ってわかりにくいので、説明してほしい。 |
| 教育部理事 | 重大事態が発生した場合には、学校はただちに市の教育委員会に報告 |
| | し、さらに教育委員会は市長に報告するということになっている。 |
| | そういった中で、報告したと同時に、学校並びに市でいじめ問題の調 |
| | 査委員会によって調査を行った上で市長に報告するというところがこの |
| | 上の波線までの流れである。その報告を受けた市長については、市長が |
| | その報告の中で必要がある場合には、市長部局の中で再調査委員会を設 |
| | 置して再調査を行う。再調査を行った場合には、再調査の報告を市議会 |
| | に報告するということであり、その下の波線の部分の点々で囲んだ部分 |
| | の市長から市議会に報告は行っているが、この報告については再調査結 |
| | 果を報告するとご理解いただきたい。 |
| 西中委員長 | 要するに、重大事態発生のときの調査結果報告は市議会に報告する義 |
| 職務代理者 | 務がない。再調査の結果のみ市議会に報告すると考えていいのか。 |
| 教育部理事 | いじめの防止基本方針の中ではそうなっている。 |
| 西村委員 | 23ページの図の下の波線の中の市長から市議会のところが単に報告で |
| | 矢印になっているが、上と同じように、再調査結果報告のほうがよくわ |
| | かると思う。 |
| 教育部理事 | そのように修正させていただく。 |
| 採決 | 可決。 |

・議案第2号 平成28年度教育費予算について

| 教育部長 | 議案第2号、平成28年度教育費予算について、3ページ、4ページの |
|--------|----------------------------------|
| | とおり予算要求をしている。それぞれの事業等については、各担当課か |
| | ら説明させていただく。 |
| 教育総務課長 | 平成28年度教育費予算における教育総務課所管の事業等について、ま |
| | ず説明させていただく。 |
| | 学校や幼稚園施設の整備改修事業として、各学校園の設備の修繕に要 |
| | する費用を計上している。 |
| | 次に、学校トイレの改修事業についてであるが、この事業について |
| | は、学校トイレの洋式化率の低い学校から順次改修を行っていくための |
| | 予算を要求している。 |
| | 次に、学校ICT環境整備事業として、さらなる学校ICT環境の充 |
| | 実と、児童・生徒がグループ学習などでタブレット端末を使用した、わ |
| | かりやすく深まる授業を行うための設備を設置していきたいと考えてい |
| | る。また、中学校においては、新たにタブレット端末機の導入をするた |
| | めの予算となっている。 |
| | 次に、幼稚園の預かり保育については、平成28年度の2学期から試行 |

| | The part that the second of the second of |
|-----------------|--|
| | で実施していきたいと考えている。 |
| | 各事業の予算額については、項目横の記載のとおりとなっている。 |
| 教育指導課長 | 小・中学校連携の推進について、各中学校区において幼稚園、小・中 |
| | 学校が連携し、育てたい子供像を共有し、取り組みを進めているところ |
| | である。その事業の補助になっている。 |
| | 続いて、小・中学校英語教育の推進について、小学校の英語活動を支 |
| | 援するための非常勤講師の報酬、中学生の家庭学習と音声CDの購入、 |
| | 英語指導助手、いわゆるALTの派遣委託料、英語能力判定テスト等の |
| | 予算となっている。 |
| | 学力向上のための支援事業については、学校図書館司書の報酬、学力 |
| | 向上を目的とした非常勤講師の報酬等の予算となっている。 |
| | 支援教育の充実であるが、介助員の報酬、生活支援ボランティアの報 |
| | 賞費、医療的ケアのパート看護師の賃金等である。 |
| | また、平成25年度より国費により3年間実施してきたインクルーシブ |
| | |
| | 教育システム構築モデル事業であるが、来年度は市単費により実施して |
| | いきたいと考えている。 |
| | 最後に生徒指導の充実であるが、今年度同様スクールソーシャルワー |
| 1 V V V 22 3m H | カーの報償費の予算となっている。 |
| 生涯学習課長 | 続いて生涯学習課からご報告させていただく。 |
| | 青少年健全育成事業の野外活動事業については、その下の青少年健全 |
| | 育成市民大会の開催から、放課後児童の健全育成事業までの事業となっ |
| | ている。 |
| | 主な内容であるが、青少年健全育成市民大会の開催費用や、青少年指 |
| | 導員の活動に係る費用、また、放課後児童健全育成事業として、平成28 |
| | 年度から実施する延長保育に係る費用を含めた予算を要求している。 |
| | その下であるが、生涯学習の推進、市民文化の向上については、主な |
| | 事業として、生涯学習に関する支援及び各種講座の実施から、埋蔵文化 |
| | 財の発掘及び保存等の事業の実施となっている。 |
| | 主な事業の内容については、市民文化祭の開催にかかる費用、また市 |
| | 政50周年の市史編纂作成に係る費用、平成27年度に発掘さた出土遺物品 |
| | の整理業務、遺跡報告書の作成委託などの予算を要求している。 |
| | 続いて、4ページの生涯スポーツの振興であるが、主な事業として |
| | は、各種スポーツ行事の実施及び支援から学校、体育施設開放の推進等 |
| | である。 |
| | 主な内容としては、総合型地域スポーツクラブの創設事業に係る費用 |
| | や、高師浜野球場の照明設備の整備・改修工事設計業務の委託料、その |
| | 他運動施設の整備・改修などの予算を要求している。 |
| | 次に、公民館事業であるが、公民館事業については、施設管理費及び |
| | 事業関係予算を予算要求している。 |
| | 最後に、体育館事業においては、指定管理料及びスポーツ施設の予約 |
| | システムにおける利用料金相当分を予算要求している。 |
| 図書館長 | たかいし市民文化会館の運営として、地域文化活動の振興と生涯学習 |
| 四百种人 | に寄与することを目的として、事業展開を図るため必要な経費を要求し |
| | に引きすることを目的として、事業成別を囚るため必要な経貨を要求している。 |
| | また、図書館事業として、公共図書館にとって基本的なサービスであ |
| | |
| | る貸し出しを支障なく実施するため、国、府及び他の地方公共図書館と |
| | の一層の連携を図り、より一層市民サービスの向上を図るため、指定管理制度な道力なるための必要な経典な要求している。 |
| | 理制度を導入するための必要な経費を要求している。 ・ |
| 教育総務課長 | 続いて、28年度の予算一覧表で5ページをごらんいただきたい。 |
| | こちらについては、一覧表の項目のうち主なものについてご説明申し |

上げたいと考えている。

まず、歳入であるが、上段にある使用料及び手数料について、前年と 比較すると、約226万円の増となっている。これは、あおぞら児童会の 延長保育に係る保育料と、高師浜運動施設駐車場使用料の歳入増という ことになっている。

次に、その下の国庫支出金の国庫補助金の教育費国庫補助金において、国宝重要文化財等保存整備費補助金100万円についてである。こちらの分については、文化財の発掘調査業務が増加したことに伴い、国からの補助金が増額となっているものである。

次に、子ども・子育て交付金については、先ほど申し上げた平成28年 2 学期から預かり保育の試行実施により補助金を受けるものとなっている。

同じく、その国庫支出金の委託金の中に、インクルーシブ教育の委託金の項目であるが、これは先ほど教育指導課長からも説明があったように、平成27年度にこの事業が終了している。よって、歳入はゼロとなっているが、平成28年度から市単独費用でインクルーシブ教育を実施する。

次に、府支出金の府補助金、民生費府補助金において、約2,400万円の減となっている。これは、平成27年度に、先ほども生涯学習課長からも説明があったが、あおぞら児童会の対象児童について平成27年度より6年生までの拡充ということで行っているが、平成28年度については、入会児童が平成27年度当初の入会予定者数の見込みより減っているので、平成28年度については入会者数から算出した額を計上している。

次に、同じく府支出金の豊かな人間性を育む取り組み推進事業の委託 金については、3カ年事業となっており、平成27年度にこの事業は終了 したので、歳入としてはゼロとなっている。

最後の欄であるが、諸収入の雑入の実費弁償金において、27年と28年で比較すると約160万円の減となっている。これは、平成28年4月から市民文化会館の光熱水費の支払いを平成28年度から管理者ごとに支出を行うに当たり、実費弁償金の減となるものである。

以上、歳入全体としては、平成27年度と平成28年度の予算比較では、 2,113万8,000円の減となっている。

次に、6ページをごらんいただきたい。

これも歳出の主なものについてご説明申し上げる。

まず、最上段、教育総務費の教育指導費の中にある教育指導費において、3,509万5,000円の増となっている。これは非常勤嘱託職員、学校図書館司書等の配置に伴う予算である。

次に、同じく教育総務費の学校管理費の学校管理費において、3,055万2,000円の増額をしている。これは、学校ICT整備及び学校トイレの改修に伴うものである。

次に、社会教育費の社会教育総務費の放課後児童育成事業費である。これは、先ほどの歳入の説明と同じく、平成27年度にあおぞら児童会の対象児童を小学校6年生までの拡充の際、あおぞら児童会の各学校1クラス、合計7クラスの増を見込んでいたが、平成28年度は2クラス増の見込みとなるため、それをクラス数にあわせた人員配置を行うに当たり、金額を精査したものである。

続いて、社会教育費の図書館管理費であるが、こちらは平成28年度の 指定管理者制度導入に伴う指定管理料などを計上している。また、市民 文化会館費については、大規模修繕等による費用として、6,146万5,000 円の増額となっている。

| | 最後に、下段にある保健体育費の社会体育施設費の中の運動施設管理 |
|--------|--|
| | 費は、1,170万5,000円の増となっている。こちらは運動施設整備改修な |
| | どに係るものとなっている。平成27年度の教育費予算の要求について |
| | は、総額12億6,127万3,000円となり、約1億7,200万円の増となってい |
| | る。 |
| | 予算の概要説明は以上である。 |
| 西中委員長 | 委託金のところで、インクルーシブ教育システム構築モデル事業の委 |
| 職務代理者 | 託金がなくなって市の単費でやろうということであるが、これは事業の |
| | 計画年度は、何年か決められているということか。 |
| 教育指導課長 | 国からは概ね3年と言われており、この3年がちょうど今年度で終了 |
| | となる。当初は、府を通じての再委託という形で受けていたが、2年間 |
| | で府が引き、市から国への直接の委託という契約を結んでやっていた |
| | が、来年度は3年経過するので、国の交付金などがなくなって、市単独 |
| | 費用で続けていきたいと考えている。 |
| 西中委員長 | 継続するということは、3年間でモデル事業が完結しなかったという |
| 職務代理者 | ことか。 |
| 教育指導課長 | 完結しなかったのではなく、モデル事業で実施したものが効果がある |
| | と担当課としては考えており、取石中学校区で委託を受けており、さら |
| | に全市的に小学校中心になると思うが、広げていきたい。 |
| 西村委員 | 学校ICT整備改修事業ということで、1,800 万円の予算がついてい |
| | る。更新するとなると費用がたくさんかかると思うが、1,800万円で足 |
| | りるのか。 |
| 教育総務課長 | このICTの事業であるが、先ほど説明したとおり、現在小学校にタ |
| | ブレットがあるが、中学校にもタブレットを導入していきたいと考えて |
| | いる。 |
| | また、このICTも平成22年に導入して、6年を経過しているので、 |
| | 機器的な部分も更新をする必要が生じている。それもあわせて今回28年 |
| | 度の予算に計上したものである。 |
| | 事業全体では、約1億2,000万円の事業規模、5年間となる。またリ |
| | ース方式をとらせていただき、今年度については、総額1,800万円で進 |
| | めていきたいと考えている。 |
| 吉村委員 | 図書館事業費の指定管理者制度に移行するための予算を出している |
| | が、これを出すことで減額できる予算として前年度と対比したものはあ |
| | るのか。 |
| 図書館長 | こちらは報酬以外の人件費を除く形での計算であり、こちらを含めた |
| | 形で、平成 27 年度の現計予算と比較すると、当初予算要求額と比較し |
| | て 1,000 万円以上の減額となっている。 |
| 採決 | 可決。 |

・議案第3号 高石市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則 の制定について

| 図書館長 | この規則は、平成28年4月1日から高石市立図書館の管理を指定管理 |
|------|----------------------------------|
| | 者に行わせることから、高石市立図書館管理運営規則について所要の改 |
| | 正を行うものである。 |
| | 改正内容の主なものとして、開館時間、休館日を指定管理者制度導入 |
| | にあわせて改正する。今回の改正では、指定管理者を公募する際の業務 |
| | 仕様書の中で示した開館時間、休館日を基本とし、指定管理者の提案に |
| | よって、さらに拡充ができるとした取り扱いとなるようにしている。 |

それでは、10ページからの新旧対照表を見ていただきたい。まず第3 条であるが、図書館の開館時間を改正する。開館時間は、業務仕様書で 示した本館、分館とも毎日午前9時半から午後7時までという形で改正 する。第3条のただし書きにおいて、指定管理者は教育委員会の承認を 得て、変更できる旨を規定する。それを適用して、4月1日からの開館 時間としては、指定管理者である株式会社図書館流通センターの提案を 受け、午前9時半から午後8時までとする。 次に、第4条であるが、図書館の休館日を改正する。開館時間と同様 に、業務仕様書で示した、第2、第4火曜、年末年始休暇、月末整理 日、特別整理期間8日以内を休館日とする。こちらも、第4条第1項の ただし書きにおいて、指定管理者は教育委員会に承認を得て変更するこ とができる旨、規定する。こちらも4月1日からは提案を受けた形で、 第2、第4火曜、年末年始休暇、特別整理期間は5日で行っていく。 以下、その他の改正としては、これまで館長宛てでいただいていた貸 し出し券の発行申し込みなどについて、指定管理者宛てにしていただく 必要があることから、その旨改正し、様式も同様に改正している。 なお、施行期日は指定管理者制度導入にあわせて、平成28年4月1日 からとしている。 採決 可決。

・議案第4号 平成27年度末及び平成28年度当初の教育委員会事務局職員及び 委員会の所管に係る学校その他の教育機関の職員の人事異動 について

| 教育総務課長 | 高石市教育委員会通則第2条第2項の規定に基づき、平成27年度末及 |
|--------|-----------------------------------|
| | び平成28年度当初の教育委員会事務局職員及び委員会の所管に係る学校 |
| | その他教育機関の職員の人事異動については、教育長をして臨時代理を |
| | するものについて、今回提案したものである。 |
| 採決 | 可決。 |

・議案第5号 議会に提出する案件について

| 教育総務課長 | 議案第5号、議会に提出する案件について、教育委員会通則第2条第 |
|--------|-----------------------------------|
| | 2項の規程により、各事業について議決に基づき教育長をもって臨時代 |
| | 理をするものである。 |
| | 記載にある高石市附属機関条例の一部を改正する条例制定について |
| | は、平成27年度に、子ども・子育て支援法が施行され、当市の取り巻く |
| | 環境が変化している状況となっている。 |
| | 教育委員会においても、教育上適切な集団活動が実施できる教育環境 |
| | を整備することが必要であるため、公立幼稚園の配置等について検討を |
| | 進めたいと考えており、附属機関条例での設置を予定している。 |
| | 続いて、高石市いじめ防止基本方針における附属機関については、教 |
| | 育指導課から説明する。 |
| 教育指導課長 | 続いて、高石市いじめ防止基本方針における附属機関について、教育 |
| | 指導課より説明申し上げる。 |
| | 議案第1号で策定のご承認をいただいた、高石市いじめ防止基本方針 |
| | に規定されている、高石市いじめ問題対策連絡協議会及び高石市いじめ |
| | 問題防止対策推進委員会を設置するための条例について、教育長をもっ |

| | て臨時代理いただくものである。 |
|--------|------------------------------------|
| 教育総務課長 | なお、今回提案している部分は、先ほど申したように2項目である |
| | が、平成28年度当初予算と、平成27年度補正予算については、現在市長 |
| | 部局において予算の調整を行っておるところである。後日、市長から意 |
| | 見聴取について教育長の臨時代理をいただき、次回の教育委員会の定例 |
| | 会において報告したいと考えている。 |
| | なお、平成27年度の補正予算については、図書館長から概要説明をさ |
| | せていただく。 |
| 図書館長 | 現在調整中の概要を説明申し上げる。 |
| | 歳出予算としては、文化会館費の指定管理者委託料を増額するもので |
| | ある。 |
| | 内容としては、生涯学習センター指定管理委託料の区分であり、国庫 |
| | 補助金の地域創生加速化交付金事業として、現在アプラたかいしにある |
| | 生涯学習センターのプレイルーム、スタディルームに区分し、ご利用い |
| | ただいているこどもプラザを一体的に利用できるように区分割するとと |
| | もに、一体化した後のこどもプラザに自由にお子さんが遊べるよう遊具 |
| | を設置し、あわせてこどもプラザをご利用になるお子さん用のトイレを |
| | 整備する経費である。また、お子さんのご利用の際の見守りのための人 |
| | 員を配置する経費も含んでいる。 |
| | なお、本事業は、子育て環境の充実や、買い物客の利便性の向上によ |
| | る賑わいの創出の効果も期待できるものである。 |
| 西中委員長 | 地域創生加速化交付金は幾らいただけるのか。 |
| 職務代理者 | |
| 図書館長 | こちらは10分の10と聞いているので、支出額ということで、現在 |
| | 2,490万が想定されている。 |
| 西中委員長 | 予算要求をしたら、2,490万全額いただけるのか。 |
| 職務代理者 | |
| 図書館長 | 2,490万、事業規模としての10分の10と聞いている。 |
| 採決 | 可決。 |

・議案第6号 平成28年度中学生チャレンジテストへの参加について

| 吸未为りり | 一版20 千度十手工ノインングバー の参加について |
|----------|-------------------------------------|
| 教育指導課長 | 議案第6号、平成28年度中学生チャレンジテストへの参加についてで |
| | あるが、本議案は、大阪府教育委員会が実施する平成28年度中学生チャ |
| | レンジテストについて、本市の参加の承認を得るためのものである。 |
| | 16ページからの実施要領を見ていただきたい。 |
| | まず実施日程であるが、3調査実施日というところにあるが、中学1 |
| | 年生及び中学2年生は、平成29年1月12日木曜日。中学3年生は平成28 |
| | 年6月23日木曜日となっている。 |
| | 本テストの目的は、16ページの1調査目的にあるように、府教育委員 |
| | 会が府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒 |
| | の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改 |
| | 善を図ること。加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者 |
| | 選抜において評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委 |
| | 員会及び学校に提供すること。2点目として、市町村教育委員会や学校 |
| | が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施 |
| | 策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学力向上 |
| | のためのPDCAサイクルを確立すること。 3 点目として、学校が生徒 |
| | の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図ること。最後に4点目と |
| | して、生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することに |
| <u> </u> | 1 |

| | より、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めること |
|-----------------------|--|
| | の4点となっている。 |
| | 調査内容については、16ページ一番下の部分であるが、1年生については、国語、数学、英語の3科目。2年生は国語、社会、数学、理科、 |
| | |
| | 英語の 5 科目となっている。 なお、調査結果の公表については、後半になるが、18ページの (4) |
| | に記載があるとおり、府教育委員会は府全体の状況及び市町村ごとの状 |
| | 況に係る調査結果を公表する。市町村教育委員会は、域内の状況に係る |
| | 調査結果の公表に努めるものとされている。 |
| | 個々の中学校の状況について、公表することは可能ではあるが、市町 |
| | 村教育委員会の判断に委ねられているということである。教育指導課と |
| | しては、学校別の結果公表はせず、本テストに参加し、調査結果を活用 |
| | して本市の中学校の学力向上に関する取り組みの成果と課題について分 |
| | 析を行い、その分析から新たに出てきた成果と課題を今後の授業等の指 |
| | 導、校風改善に努めていきたいと考えている。 |
| | また、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評 |
| | 定の公平性を担保する方策についても検証する必要があり、本テストに |
| | 参加したいと考えている。 |
| | 以上のことから、平成28年6月23日及び平成29年1月12日に実施予定 |
| | の中学生チャレンジテストへの参加について、審議いただき承認いただ |
| | きたい。 |
| 西中委員長 | 文科省がやっている学力調査との関係であるが、それが大阪府の場合 |
| 職務代理者 | は、各高等学校の入学者選抜の評定の公平性に使えないということで出 |
| let the He Me are the | てきたと理解していいのか。 |
| 教育指導課長 | 委員ご指摘のように、今年度に実施した全国学力学習状況調査につい |
| | ては、中学3年生の評定に関する公立入学者選抜の評定に資料として利用されている。 本部科学はようは、本技会国党大学習慣れる。 は思え |
| | 用されている。文部科学省からは、直接全国学力学習状況調査の結果を |
| | 高校入試の資料としてはならないと今回明記されたので、大阪として は、中学3年生については、7月に実施する全国学力テストではなく、 |
| | 6月にこのチャレンジテストを実施して、それを活用して公平性を担保 |
| | していきたいという説明を受けている。 |
| 西中委員長 | これは今回限りでなくて、今後とも継続していくのか。 |
| 職務代理者 | |
| 教育指導課長 | 今回だけでなく、今後とも継続していくものと考えている。 |
| 西中委員長 | 問題の内容として、今文科省がA問題、B問題という形でやっている |
| 職務代理者 | が、これはそういうことではなくて、問題を別にせず、総合的に難易度 |
| | をつけていくのか。 |
| 教育指導課長 | 特にA問題、B問題ということでなく、総合的にA問題、B問題にか |
| | かわる部分も含めて、1科目1つのテストという形で実施されることに |
| | なる。 |
| 吉村委員 | 今回は中3が6月23日に行うということで、これの別表の出題範囲 |
| | がわかりにくい。結局は第1学年、第2学年、総合の学力評価と考えて |
| let the Desserver | よいのか。 |
| 教育指導課長 | 今回中3においては、中学1年生、2年生の範囲から出題となってい |
| 十十千日 | |
| 吉村委員 | 1、2年だけのテストで評価するのは不可能なのか。3年で改めてや |
| 数 | る意味というのはどうか。 中学2年4月1日 7年2日1日 7年2日1日 7年2日1日 7年2日1日 7年2日1日 7年2月1日 |
| 教育部理事 | 中学3年生の6月に実施するテストは、今年も同じであるが、いわゆる中3のこの6月に行ったこのテストの府下の平均点からプラスマイナ |
| | |
| | ス 0.2 を、その学校の平均との相関をして、その学校ごとの平均の幅が |

| | 出た中に、中学校3年生の学習の評価が必ずその範囲でおさまるような |
|-------|----------------------------------|
| | 形で評定をしなさいというためのものとして使わる。 |
| | あくまでも、この中学校3年生のテストについては、直接この結果が |
| | 高校入学選抜の資料になるわけではない。その中学校の3年生の学校の |
| | 絶対評価を公平であるかということを示すために使われる指標をつくる |
| | ためのものとお考えいただきたい。 |
| 吉村委員 | テストが1回増えるので、それは内申とかには影響しないという理解 |
| | でよいか。 |
| 教育部理事 | テストが1回増えるのではなくて、もともと中学校3年生の6月には |
| | 校内の実力テストを必ずやっており、このテストについても、大体テス |
| | トの範囲が中学校1、2年生までの内容で実施していたので、それに置 |
| | きかわるものとお考えいただきたい。 |
| 吉村委員 | 実力テストは実施しないで、これをかわりにやるということか。 |
| 教育部理事 | そうである。 |
| 採決 | 可決。 |

・議案第7号 平成27年度全国体力・運動能力、生活習慣等調査結果公表 について

| <u></u> | |
|---------|--|
| 教育指導課長 | 平成27年度全国体力・運動能力、生活習慣等調査結果公表について、 |
| | 一ご説明申し上げる。 |
| | 本調査は、平成20年度から開始された調査であり、本市において今年 |
| | 度小学校7校、中学校3校の全校が参加した。 |
| | 23ページにあるように、調査対象は小学校5年生及び中学校2年生と |
| | なっている。1学期に各校において実施している。 |
| | 今回の調査結果から見える高石市の子供の体格に関する傾向について |
| | であるが、24ページ、小学校においては、全国と比べた場合、男子は身 |
| | 長が少し上回っているが、男子の体重、女子の身長体重が少し下回って |
| | いる。 |
| | 次に、25ページの中学校においては、全国と比べた場合、男子の身 |
| | 長、女子の身長、女子の体重は少し上回り、男子の体重は少し下回って |
| | いる。 |
| | 続いて、26ページ、27ページ、実技に関する調査結果である。小・中 |
| | 学校の男女別にまとめているが、小学校においては総合評価のAとBの |
| | 合計の割合が男女とも全国、大阪府の割合を下回っている。中学校にお |
| | いては、総合評価におけるAとBの合計の割合が、男子は全国より下回 |
| | っているが、大阪府よりは上回っている。また、女子は全国、大阪府と |
| | もに上回っている。 |
| | 28ページの児童・生徒質問紙調査については、小学校の男子、女子と |
| | もに運動部所属の子供の割合は、全国、大阪府よりも上回っている。ま |
| | た、男女ともに体育の授業が楽しいと思っている児童の割合は、大阪府 |
| | の割合を上回っている。中学生の男子については、全ての項目で全国と |
| | 大阪府を下回っており、女子は全ての項目で全国を下回っているが、運 |
| | 動部所属の項目は大阪府より上回っている。 |
| | 28ページの下の部分に記載しているが、今年度の調査結果全体から体 |
| | 格、運動能力について、持久力については改善傾向にあるが、瞬発力に |
| | ついては課題が残っている。 |
| | 平成26年度から、各小・中学校において取り組んできた体力向上に向 |
| | けての1校1実践をさらに取り組んでいくよう指導していく。 |
| | U CO I DI ZWE C DICW / MIN CV V S / II TO CV V S |

| | 以上、この結果及び考察についてまとめたものについて、ホームペー |
|--------|----------------------------------|
| | |
| | ジにて公表することを考えている。 |
| 西中委員長 | 小・中学校とも、運動が好きとか、あるいは得意、あるいは授業が楽 |
| 職務代理者 | しいということが全国、府下よりも全体的に下回っている傾向がある。 |
| | これは特に本市だけで全部が下回っているというのは何か原因があるの |
| | か。 |
| 教育指導課長 | この点については、我々もまだ十分に何が原因かということはつかみ |
| | 切れていない。今後、小学校、また中学校の各教員に対して、この運動 |
| | が好き、運動が得意、運動部所属や体育の授業が楽しい等、どのように |
| | すれば、この数値の割合が高まっていくのかについて検討する必要があ |
| | ると考えている。 |
| 採決 | 可決。 |

教育長の報告の要旨

・報告第1号 高石市郷土史研究委員の解嘱について

| 生涯学習課長 | 本案は、高石市郷土史研究委員設置規則第5条の規定により、高石市 |
|--------|-------------------------------------|
| | 郷土史研究委員に委嘱している堀内和明委員から平成27年12月31日付に |
| | て辞職願があり、これを受理するとともに、解嘱手続について、高石市 |
| | 教育委員会通則第2条第3項の規定に基づき、緊急やむを得ず教育長を |
| | もって臨時代理をしたので、この旨報告するものである。 |
| 各委員 | 質問なし。 |
| 佐野委員長 | 承認する。 |

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

| 各課長 | 後援承認したものについて説明。 |
|--------|----------------------------------|
| 西中委員長 | 家庭倫理講習会の主催団体名が、一般社団法人倫理研究所家庭倫理の |
| 職務代理者 | 会とあるが、これはどのような会か。今までにもこういう後援申請があ |
| | ったのか。 |
| 生涯学習課長 | 毎年、1、2回程度後援の申請が出ており、倫理研究所というのは文 |
| | 部科学省の生涯学習政策局所管の社会教育団体公益法人である。主な活 |
| | 動について、文化活動や環境美化活動に力を入れている。構成員につい |
| | ては、活動の趣旨に賛同する、全国各地の個人及び法人の会員と聞いて |
| | いる。 |
| 佐野委員長 | 承認する。 |

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

| 各課長 | 平成 28 年 1 月 13 日から 2 月 9 日までの行事について説明。 |
|-------|--|
| 各委員 | 質問なし。 |
| 佐野委員長 | 承認する。 |

その他委員長が必要と認めた事項

| 各委員 | 意見なし。 |
|-------|-----------|
| 佐野委員長 | これで閉会とする。 |